

テーマ : 公正証書のデジタル化

公正実務デジタル化の動向

- (1) 規制改革推進会議の2022年5月27日の答申案においては、デジタル化の基盤整備の一環として公正証書の作成手続デジタル化が取り上げられ、「基本的な考え方」と「実施事項」が示されている。しかし、この項目は、2023年6月及び12月の中間答申には盛り込まれていない。
- (2) 他方、法務省は、令和7年度上期運用開始を目指して公正証書作成手続きのデジタル化を行う予定とし、2022年12月に実務者協議会を立ち上げ、2023年5月にはその取りまとめが公表されている。本稿では、その概要を紹介する。

公正証書のデジタル化の方向性

- (a) まず、公正証書原本・正本・謄本の電子データ化を積極的に進める、とし、公正証書の有無を検索するシステムの構築を目指すこととしている。なお、公正証書原本の保存期間は公証人規則により、原則作成から20年（遺言公正証書については作成から140年又は遺言者の死亡から50年）とされている。
- (b) 公正証書作成にあたっての意思確認については、原則として嘱託人からの申出があり、公証人が相当と認めるときはウェブ会議の利用を認めるべきであるとしており、ビジネス目的の公正証書（ex 債務承認弁済契約公正証書）など代理人による嘱託が可能なものについては、広くウェブ会議の利用を認めてよい、とされている。なお、ウェブ会議を利用する場合の本人確認は、マイナンバーカードによる電子証明手続によることが予定されている。
- (c) これに対して、遺言公正証書・任意後見契約公正証書などの代理人による嘱託が認められていないものについては、ウェブ会議の利用については慎重な判断を要するとしている。特に、保証意思宣明公正証書（民465条にかかる根保証契約）については、一般の公正証書とその目的を異にすることから、一律にウェブ会議の利用は許容しないとされている。

実務上の留意点

遺言のデジタル化については、2022年5月の中間答申案において、自筆証書遺言のデジタル化に関して、検討を行ったうえで令和5年度中に結論を得る、とされているが、今般の実務者協議会の取りまとめによれば、公正証書遺言についても、相続に伴う法的紛争の蓋然性が低いもの（例えば相続人が1名の場合）などを除き、原則として公証人が面談して遺言公正証書を作成することになる。これは、遺言公正証書の信用性を担保するためであると考えられるが、公正証書に比して自筆証書遺言についての法的紛争が比較的多いことからすれば、今後、その有効要件を緩和するとしても限定的な範囲になると思われる。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.113 は、「スタートアップのための会社法制の見直し」(24C42)の予定としております(2024/7 発行予定)。

以上